

外商投資企業変更（届出）登記

申請書

_____ 工商行政管理(総)局御中

「中華人民共和国企業法人登記管理条例」及び「中華人民共和国会社登記管理条例」の
関連規定に基づき、ここに_____、_____、_____、_____、_____
_____等の事項の変更（届出）登記を申請致しますので、審査認可していただけます
ようお願い申し上げます。なお、提出する文書、証明書及び関連する付属文書が真実、合
法的かつ有効であり、写しと原本とが一致すること、かつ虚偽の文書又は証明書の提出に
起因する一切の結果について然るべき法的責任を負うことを承諾致します。

企業名称 _____

登録番号 _____

法定代表者署名 _____

企業印章

年 月 日

国家工商行政管理総局作成

[HTTP://WZJ.SAIC.GOV.CN](http://wzj.saic.gov.cn)

ここに、代理機構／設立予定企業の人員_____に対し、本企業の設立登記手続きを（代理で）行うことを委託致します。

委託者_____

代理人の情報

代理機構		代理証明書の写し貼付位置
氏名		
代理証明書番号		
連絡先電話番号		

本企業申請者の情報

氏名		身分証明書の写し貼付位置
部門		
電話番号		

営業許可証受領明細

登録番号		審査日		印刷担当	
営業許可証番号	正本：	副本 1：	副本 2：		
手数料納付額			納付領収書番号		
営業許可証 受領者	署名				
	日付				
	身分証明書 名称				
	身分証明書 番号				
営業許可証 交付者	署名				
	日付				
備考					

記録保存状況

記録送付者	
記録受領者	
記録送付日	
備考	

外商投資企業の支店（事務所）等の取消変更に

提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	董事会決議
3	支店（事務所）等の営業許可証（登記証）の写し
4	審査認可機関の認可文書
5	営業許可証の写し
6	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 董事会決議は、定款の規定に従い署名のあるもののみを有効とします。
- 4 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 5 法律、法規及び国家工商行政管理総局の規則において、支店又は事務所等の取消は審査認可を受けなければならないと規定されている場合は、審査認可文書を提出しなければなりません。
- 6 変更が認可された後、営業許可証の正本及び副本の原本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。

取消する支店（事務所）等		
名称	登記機関	登録番号

外商投資企業の法定代表者変更に提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	董事会決議
3	新任の法定代表者の任命文書及び原法定代表者の解任文書
4	新任の法定代表者の登記表
5	営業許可証の写し
6*	審査認可機関の認可文書
7	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 董事会決議は、定款の規定に従い署名のあるもののみを有効とします。
- 4 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 5 法定代表者の選出は、定款の中の選挙、委任・派遣、指名、任命或いは招聘等の選出方式に関連する規定に基づかなければなりません。
- 6 第 6 番目について、法定代表者の変更が審査認可を受ける必要のない場合は、提出の必要はありません。
- 7 変更が認可された後、営業許可証の正本及び副本の原本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。

原法定代表者	変更申請後の法定代表者

法定代表者登記表

氏名		国籍		生年月日		写 真
選出方式		性別				
派遣元						
住所				連絡先 電話番号		
身分証明書の写し貼付位置						
法定代表者 署名（届出）						

審査の結果、上記の者は、法律及び法規の関連規定に合致しており、董事長就任の資格を備えております。

（委任・派遣投資者の捺印／定款の規定人数に合致する董事会構成員の署名／株主会構成員の捺印）

外商投資企業の投資者名称変更提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	投資者名称変更の証明文書
3	営業許可証の写し
4	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 4 変更が認可された後、営業許可証の正本及び副本の原本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。

原投資者名称	変更申請後の投資者名称

外商投資企業の持分変更に提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	審査認可機関の認可文書及び認可証書（副本 1 部）
3	董事会又は株主会決議
4	契約、定款の修正協議書
5	持分譲渡協議書
6	他の合弁当事者の優先譲受権放棄の声明
7	新株主が有限会社である場合は、その累計投資額が純資産の 50%を超えていない旨の承諾*
8	国有資産により投資を行う中国側の持分譲渡の場合は、国有資産管理部門の資産評価報告に対する確認文書を提出が必要。
9	持分譲受者の合法的な開業証明書及び資産信用証明書
10	営業許可証の写し
11	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 董事会決議は、定款の規定に従い署名のあるもののみを有効とします。
- 4 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 5 中国側投資者は、本企業が公印を押した営業許可証の写しを合法的な開業証明書として提出し、同時に照合のため原本を提出しなければなりません。外国（地区）投資者の合法的な開業証明書は、原本、又は現地の公証機関の公証又は大使館もしくは領事館の認証を得た写しでなければなりません。
- 6 第 7 番目について、國務院が規定する投資会社及び持分支配会社には適用しません。

原投資者及び持分比率	申請変更後の投資者及び持分比率

外商投資企業の経営範囲変更に提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	審査認可機関の認可文書及び認可証書（副本 1 部）
3	董事会又は株主会の決議
4	契約、定款の修正協議書
5	営業許可証の写し
6*	事前審査認可文書又は証明書
7	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 董事会決議は、定款の規定に従い署名のあるもののみを有効とします。
- 4 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 5 第 6 番目について、事前審査認可を必要としない業種は提出する必要はありません。
- 6 変更が認可された後、営業許可証の正本及び副本の原本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。

原経営範囲	変更申請後の経営範囲

外商投資企業の経営期間変更提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	審査認可機関の認可文書及び認可証書（副本1部）
3	董事会決議
4	契約、定款の修正協議書
5	営業許可証の写し
6	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 董事会決議は、定款の規定に従い署名のあるもののみを有効とします。
- 4 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 7 変更が認可された後、営業許可証の正本及び副本の原本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。

原経営期間	変更申請後の経営期間
年 月 日より	年 月 日より
年 月 日まで	年 月 日まで

外商投資企業の名称変更提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	董事会決議
3	営業許可証の写し
4	名称仮認可通知書
5	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 董事会決議は、定款の規定に従い署名のあるもののみを有効とします。
- 4 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 5 変更が認可された後、営業許可証の正本及び副本の原本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。
- 6 名称が変更された後、新しい「外商投資企業認可証書」に交換し、副本を 1 部登記機関に届け出なければなりません。

原名称	変更申請後の名称

その他の事項の届出に提出を要する文書及び証明書

項目	文書及び証明書の名称
払込済登録資本	1「外商投資企業変更（届出）登記申請書」 2 資金が払い込まれている旨の出資検査報告書 3 営業許可証の写し
持分上の質権設定	1「外商投資企業変更（届出）登記申請書」 2 審査認可機関の認可文書 3 董事会決議 4 各投資者が同意した質権設定契約 5 営業許可証の写し
登記事項ではない定款の修正	1「外商投資企業変更（届出）登記申請書」 2 審査認可機関の認可文書 3 新しい定款 4 営業許可証の写し
その他	

- 注：1 本申請表は、黒又はブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 払込済登録資本の届出が認可された後、営業許可証の正本及び副本の原本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。

届出の内容

外商投資企業の支店（事務所）等増設による変更

提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	董事会決議
3	審査認可機関の認可文書
4	営業許可証の写し
5	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の提出を要する認可文書について原本を提出できない場合は、照合のため原本を呈示しなければなりません。
- 3 董事会決議は、定款の規定に従い署名のあるもののみを有効とし、支店（事務所）等への出資金額の記載を含むものとします。
- 4 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 5 法律、法規及び国家工商行政管理総局規則の規定により支店或いは事務所等の設立に審査認可が必要な場合は、審査認可文書を提出しなければなりません。
- 6 登録資本の払込が完了しており、かつ増資部分を期限どおりに払い込まれている場合に限り支店（事務所）等の増設を申請することができます。
- 7 変更が認可された後、営業許可証の正本及び副本の原本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。

新たに増設する支店（事務所）等	
名称	住所

外商投資企業の住所変更に提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	董事会決議
3	住所使用証明書
4	営業許可証の写し
5	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 董事会決議は、定款の規定に従い署名のあるもののみを有効とします。
- 4 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 5 住所が自己所有不動産である場合、申請者は建物所有権証明文書を提出する際、照合のため原本を呈示しなければなりません。住所を借用している場合は、1年以上の建物賃貸借契約の原本及び財産権証書の写しを提出しなければなりません。
- 6 変更が認可された後、営業許可証の正本及び副本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。
- 7 名称が変更された後、新しい「外商投資企業認可証書」を受領し、そのうち副本1部を登記機関に届け出なければなりません。

原住所	変更申請後の住所
	郵便番号 _____ 電話 _____

外商投資企業の投資総額、登録資本の変更に

提出を要する文書及び証明書

番号	文書及び証明書の名称
1	「外商投資企業変更（届出）登記申請書」
2	審査認可機関の認可文書及び認可証書（副本1部）
3	董事会又は株主会決議
4	契約、定款の修正協議書
5*	出資検査報告書
6*	3回の減資公告及び債務弁完了報告又は債務担保証明*
7	営業許可証の写し
8	その他の関連文書及び証明書

- 注：1 本申請表は、黒又はブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければなりません。
- 2 以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければなりません。
- 3 董事会決議は、定款の規定に従い署名のあるもののみを有効とします。
- 4 提出文書が外国語である場合は、翻訳単位の公印を押した中国語の訳文を提出しなければなりません。
- 5 第5番目については、株式会社、金融、保険及び証券類の企業に適用します。
- 6 第6番目については、減資の場合にのみ適用します。
- 7 変更が認可された後、営業許可証の正本及び副本の原本を提出して、新しい営業許可証に交換しなければなりません。

原投資総額	原登録資本	変更後の投資総額			変更後の登録資本
		出資 形態	出資 額	比率	出資期限

3				
4				